

① 派遣について

ユース審判員 各県2名 (高校生で3級)

成人審判員 (インストラクター) 各県1名 (3級審判以上で審判可能なもの)

② 謝金について

ユース審判員は1日3,000円/人とし 各県補助金の中から支払う

成人審判員 (インストラクター) 各県審判委員会から支払う。(金額は各県に任せる。)

③ ユース審判員の参加と送迎

送迎方法は各県に任せる。ただし、交通費は出ない。

審判委員会へ参加承諾書を提出

④ 交通費

成人審判員 (インストラクター) へ各県審判委員会から支払う。(金額は各県の規定による。)

⑤ 宿泊費

成人審判員 (インストラクター) の宿泊費は各県審判委員会から支払う。

ユース審判員の宿泊費は各県補助金の中から支払う。

⑥ 昼食

2日間の昼食は、成人審判員 (インストラクター) とユース審判員ともに主催県の費用で支給する。

⑦ 審判の割当について

ユース審判員が担当する。

割当については、四国サッカー協会審判委員会から派遣する主任審判インストラクターと開催県の4種委員長・審判員長等が協議して決定する。

⑧ 成人審判員 (インストラクター) とユース審判員の派遣については、各県審判委員会と4種審判委員会が協議して決定する。

派遣する審判員は従来の開催県に提出する参加申込書に氏名等を記入するとともに開催県審判委員長に審判員の氏名・年齢・審判の級等所定のデータを記入し提出する。